

同種の管内一円工事の複数受注制限にかかる入札公告の記載方法の変更について（お知らせ）

同種の管内一円工事の複数受注制限については、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項第 12 号において規定しており、落札候補者となった工事と同一管内かつ同種の工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者は請負事業者として適格性に欠けるものとする取り扱いとされているところです。

同種の管内一円工事の複数受注制限に該当する工事については、公告における記載方法を 7 月 18 日公告分から変更しています。これについて、変更内容を再度ご確認ください。とともに、よくご質問いただく事項を掲載したのでご注意ください。

1 変更内容

7 月 18 日より前の調達公告において管内一円工事は、複数受注制限に該当する工事の件名を調達公告の注意事項欄に記載していましたが、変更後は注意事項欄に工事件名を記載せず、「公告本文に記載があるので留意すること。」と記載しています。これにより、同種の管内一円工事における適格性の審査の取り扱いに変更はありません。従来どおり、○▲土木管内道路整備工事（その 2）の場合、これと同一の工事件名である○▲土木管内道路整備工事（その 1）を受注している事業者は、同工事（その 2）の落札候補者となることはできません。

	新記載内容	旧記載内容
注意事項欄	本工事は管内一円工事であり、適格性の審査について、公告本文（8（12）※ ₁ ）に記載があるので留意すること。※ ₂	入札取扱要綱第25条第1項第12号の規定に基づき、落札候補（予定）者通知書の送付日において、次に掲げる工事件名（通し番号がある場合、通し番号は除く。）の工事契約しているときは、本件工事の契約を締結できない（ただし、完成検査が完了している場合はこの限りでない。）ので留意すること（公告本文8（12）を参照）。 ○▲土木管内△△工事

※1 公告本文 8（12）（総合評価一般競争入札（工事）の場合は10（13））の記載内容

適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、当該工事と同一管内かつ同種の工事（以下「同種の管内一円工事」という。）を契約している者（落札決定通知書の送付を受けているときを含む。）は、入札取扱要綱第25条第1項第12号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。この場合において同種の管内一円工事とは、同一工事件名（ただし、その○○や○○ - ○などの通し番号は除く。）のものをいう。なお、請負工事検査事務取扱規程第2条の2第1号に規定する完成検査、水道局検査規程第3条第1号に規定する完成検査及び交通局検査規程第3条第1号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

※2 例外として、舗装の応急修理工事は「（2）本工事は管内一円工事であり、適格性の審査について、公告本文（8（12））に記載があるので留意すること。なお、「○○土木管内舗装補修（応急修理）工事」と「○○土木管内舗装補修（応急修理）工事<雪害対策を含む>」は同種の管内一円工事とみなす。」と記載しています。

2 よくあるご質問

質問事項	回答
公告本文はどのように確認できますか？	<p>公告本文は、入札・契約手続き等の共通事項を定めているもので、調達公告の先頭にあります。</p> <p>「発注情報一覧（工事）」から個別案件の「発注情報詳細（工事）」をご確認いただくと、ページ下部の「調達公告」欄に「横浜市調達公告版」のリンクがあり、こちらから公告本文をご確認いただけます。</p>
現場説明書や施工条件明示などに同一の工事監督課内であれば兼務ができると記載がありました。複数受注制限とは取り扱いが異なるものなのですか？	<p>同一の工事監督課内であれば兼務ができるという記載は、工事請負契約約款に規定されている現場代理人の常駐義務の緩和措置であり、複数受注制限とは異なります。現場代理人常駐義務の緩和措置の詳細については、平成28年5月24日付「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）」をご参照ください。複数受注制限は適格性の審査について、詳細については横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項第12号に記載があります。</p>
公告本文を確認していますが、注意事項に記載されている条文を確認すると、該当する文言が見当たりません。	<p>公告本文は、一般競争入札（工事）と総合評価一般競争入札（工事）で記載される箇所が異なります。該当案件の発注方式を把握した上でご確認ください。</p>

3 参考条文（横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（抜粋））

（適格性の審査）

第 25 条 市長は、落札候補者等について、前条第 2 項の規定による入札参加資格の確認とあわせて、当該工事の請負業者としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者（以下「不適格者」という。）と認定し、当該工事の契約を締結しないものとする。なお、適格性の審査基準日は、原則として落札候補（予定）者通知書の送付日とする。ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、不適格者又は低入札価格取扱要綱第 3 条第 2 項各号及び第 3 項並びに第 4 条第 1 項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、第 7 号、第 8 号及び第 12 号の審査基準日は、新たに落札候補者等となった旨の連絡日とする。

（(1)から(11)まで省略）

(12) 同種の管内一円工事 当該工事と同一管内かつ同種の工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者

この場合において同種の管内一円工事とは、同一工事件名（ただし、通し番号は除く。）のものをいう。なお、請負工事検査事務取扱規程第 2 条の 2 第 1 号に規定する完成検査、水道局検査規程第 3 条第 1 号に規定する完成検査及び交通局検査規程第 3 条第 1 号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

担当：財政局契約第一課

045(671)2244